

別表第2（第5条関係）

交付申請額の算出シート

除却工事費 (a)		円
補助対象経費 (b)	$(a) \times 8 / 10$	円
延べ面積		m ²
国土交通大臣が定める標準除却費のうち除却工事費	木造	m ² × 円/m ² = 円
	鉄骨造	m ² × 円/m ² = 円
	合計 (c)	円
補助対象経費の限度額 (d)	$(c) \times 8 / 10$	円
限度額を考慮した補助対象経費 (e)	(b) と (d) の少ない方の額	円
補助基本額 (f)	$(e) \times 1 / 2$	円
交付基本額（老朽危険空家又は老朽空家のいずれかを選択） (g)	老朽危険空家：(f) と 500,000 円の少ない方の額 老朽空家：(f) と 300,000 円の少ない方の額	円
交付加算額	① 敷地内にある2棟以上の建築物を 除却する場合	200,000円
	② 裁判所に申立て等を行い、建築物を 除却する場合	300,000円
交付加算額合計 (h)	上記①、②の該当になるものの合計	円
交付申請額（交付額）	$(g) + (h)$	円

備考

- 「除却工事費」とは、補助対象建築物の除却工事に要する費用（草木の除草、伐採に要する費用及び家財道具の処分費を除く。）とする。
- 「標準除却費」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいい、この補助金の交付を決定した時点における国土交通大臣が定める標準除却費を使用するものとする。
- 交付申請額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 交付加算額①は、構造上別棟であり延べ床面積30m²以上を加算対象とする。